

令和 6・7 年度の 後期高齢者医療保険料率の決定

1001876

問合せ 国保年金課医療年金係

☎内線 3136

高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度、見直すこととされています。

後期高齢者医療保険料率の改定

令和 4・5 年度		令和 6・7 年度	
均等割額	45,700 円	均等割額	49,100 円
所得割額	8.89%	所得割額	10.07%
賦課限度額	66 万円	賦課限度額	80 万円

保険料率引き上げ激変緩和措置

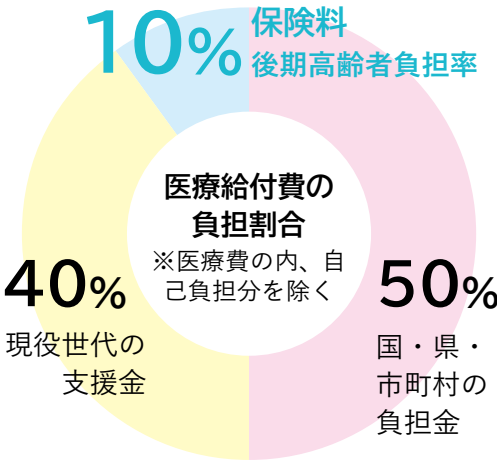
前年中の総所得金額等－基礎控除額が 58 万円以下の被保険者は、令和 6 年度に限り 9.36%

4 月 1 日より前に資格取得した被保険者と障害認定を受けて資格取得した被保険者は、令和 6 年度に限り 73 万円

● **後期高齢者医療給付費の仕組み** 自己負担を除いた部分を、国・県・市町村からの負担金で約 5 割、現役世代からの支援金で約 4 割、残りの約 1 割を保険料により賄っています。保険料率は、今後 2 年間に見込まれる医療給付費などの費用と保険料などの収入を基に算定します。

● **保険料率が引き上がった理由** 出産育児一時金への支援金支出と団塊の世代の加入による費用増加、後期高齢者負担率見直しにより現役世代からの支援金割合減少による収入減が見込まれることから保険料率が引き上がりました。財政収支上の剰余金を令和 6・7 年度の財源として見込み、引き上げ幅を抑制しています。

● **賦課限度額の改正について** 中間所得層の負担軽減のため、賦課限度額を 80 万円に引き上げました。



所得が低い人に対する令和 6 年度の均等割額の軽減

経済動向などを踏まえ、5 割・2 割軽減の対象世帯への所得判定基準が改正されました。

※均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定

令和 5 年度

軽減割合	条件
7 割軽減	43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1) 以下
5 割軽減	43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1) + 290,000 円 × (世帯の被保険者数) 以下
2 割軽減	43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1) + 535,000 円 × (世帯の被保険者数) 以下

令和 6 年度

条件	軽減後の均等割額
43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1) 以下	14,730 円
43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1) + 295,000 円 × (世帯の被保険者数) 以下	24,550 円
43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数※ - 1) + 545,000 円 × (世帯の被保険者数) 以下	39,280 円

※「10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」は、年金・給与所得者の数が 2 以上の場合のみ計算

※「年金・給与所得者の数」は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに当てはまる人の数

- 給与収入が 55 万円を超える人（給与収入のうち事業専従者給与分を除く）
- 昨年 12 月 31 日において 65 歳未満で、収入額が 60 万円を超える人（公的年金を含む）
- 昨年 12 月 31 日において 65 歳以上で、収入額が 125 万円を超える人（公的年金を含む）